

平成30年7月豪雨に伴う災害からの復旧・復興等について

平成30年7月5日からの記録的な豪雨により、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、河川の氾濫や土砂災害等による甚大な被害が発生した。被災地では、多くの建物をはじめ、道路、河川、上下水道、ため池、鉄道、さらに農林水産業や商工業等にまで広範に被害が生じ、住民生活や経済活動に多大な影響を及ぼし、復旧・復興に向けては豪雨災害として過去に類を見ないほどの費用や時間が必要になると見込まれている。

また、9月6日の北海道胆振東部地震をはじめ、9月30日の台風24号、4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでおり、復旧・復興に向けて官民が全力を挙げているところである。

中国地方としても、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

I 平成30年7月豪雨及び台風24号に伴う災害を受けての要望事項

1 被災者に対する支援制度の拡充

(1) 被災者生活再建支援制度について、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法の適用地域と非適用地域が生ずる不均衡を解消するとともに、支援対象となっていない半壊世帯等を対象とすること。

また、災害救助法についても、同じ災害で被災しても同法の適用地域と非適用地域が生じる不均衡を解消するとともに、災害対策活動への幅広い適用や国への協議の柔軟な運用を行うこと。

(2) 被災者の各種支援にあたるボランティアが迅速かつ円滑に活動するため、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターの運営について、自治体の負担が生じた場合に財政措置を行うこと。

(3) 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置する「地域支え合いセンター」や「こころのケアチーム」

などの「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された被災者への総合的な支援については、現行の補助率を維持した上で、複数年に渡り継続的に実施すること。

(4) 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや児童生徒のおかれた環境の改善、また学習支援等のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や学習サポート等を行う教育活動支援員等の配置、心理検査の実施について、補助率のかさ上げ等財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよう、学用品費等の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人等による授業料等の軽減などに対し、より一層の財政措置を講じること。

(5) 学校など避難所としての役割を担う施設については、バリアフリー化などの機能整備に加え、クーラーの設置やトイレの洋式化などの環境整備のための財政支援をより一層拡充すること。

2 大規模災害からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

(1) 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。

また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。

(2) 大規模災害時の倒木や漂流物等の除去、施設修繕などの応急対応について、二次災害の防止や今後の台風等からの防災・減災等に資することから、国庫補助事業である災害復旧事業の対象とすること。

(3) 熊本地震の際の措置も踏まえ、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げ、特別交付税の別枠措置など、国において必要な補正予算を編

成するとともに、災害復旧事業及び災害関連予算の確保を行うこと。

3 住民の主体的な避難を促す取組の推進

住民に災害から命を守るために主体的な行動を促すため、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化するほか、地方自治体の取組への新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

4 総合的な治水・土砂災害対策の推進

(1) 平成30年7月豪雨災害では土砂・流木の流出による被害が発生していることを踏まえ、中小河川における治水安全度の再検証を行い、局部的な堤防の嵩上げや補強、河床掘削などの治水対策と、砂防や急傾斜地崩壊対策などの土砂災害対策を迅速かつ強力に推進とともに、これらに必要な財政措置を講じること。

(2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所では、地盤の緩み等により、より少ない降雨で土砂災害が発生する懸念があることから、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に災害の再発防止措置を講じる必要があるため、現在進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

5 公共交通機関の速やかな確保・復旧

公共交通機関の正常な運行が回復するまでの期間において、地方自治体及び公共交通事業者が実施する代替交通の確保について支援措置を講じること。

また、鉄道路線の早期復旧を図るために必要な復旧事業を鉄道施設災害復旧事業費補助金の対象とした上で、補助率の引き上げや地方自治体の負担に対する財政措置など、迅速な復旧に向けたあらゆる支援を行うこと。

加えて、平成30年7月豪雨災害において、国、交通事業者、道路管理者、地方自治体等が集まり、対応を検討・実施した「災害時交通マネジメント検討会」の取組の検証結果を踏まえ、効果的な体制・制度を構築すること。

6 道路・港湾・空港・上下水道施設・ため池等の防災対策の推進

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を及ぼすため池の補強等への支援や、使われていないため池の廃止手続きの簡素化など必要な取組を強化すること。

7 産業復興・観光復興に向けた支援

「平成30年7月豪雨生活・生業再建支援パッケージ」で措置された中小規模事業者の支援等（グループ補助金、持続化補助金及び資金繰り支援）、農林漁業者の支援（被災農業者向け経営体育成支援事業等）などについて、複数年に渡り継続的に実施すること。

また、中小企業者等の事業再開・復興に向けて、県制度融資における利子補給・保証料補助等についての財政措置を講じること。

さらに、災害発生後、落ち込んでいる旅行需要を喚起し、観光産業の早期復興を図るため、切れ目のない更なる支援等、観光客誘致のための取組を強化すること。

8 災害警備活動への支援

災害警備活動においては、車両、ヘリコプター等の燃料や救出救助用資機材など多額の経費が必要となることから、これらの経費について財政措置を拡充すること。また、超過勤務手当が国庫補助の対象となって

ない災害警備活動要員や後方支援要員についても、超過勤務手当が多額に上ることから、これらについても財政措置を講じること。

加えて、被災した警察施設、交通安全施設について積極的な財政支援を行うこと。

また、今後発生する災害への対処能力の強化を図るため、必要な装備資機材の整備に要する経費を国において確実に予算措置すること。

9 大規模災害時における広域支援・受援体制の確立

「被災市区町村応援職員確保システム」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員の派遣等について、今回の豪雨災害における運用実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、災害復旧事業や被災者への福祉・保健分野でのきめ細やかな支援を行うためには、土木技師、農林技師、保健師等の専門職員が、今後とも相当数必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を講じること。

さらに、応援職員については、災害対策基本法により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入などに要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講じること。

II 防災・減災対策に係る共通要望事項

1 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進

(1) あらゆる災害の未然防止と発災後の迅速な対応のため、治水及び高潮・津波対策、液状化対策、ため池対策、流木対策や土砂災害対策等のために必要なハード整備に対し、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げ等財政支援をより一層拡充すること。

(2) 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校などの施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等に

ついて、建築物等の耐震化のための財政支援をより一層拡充すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置等を行うこと。

また、住民の信頼を損なう耐震用ダンパー不適合について、早急に実態を明らかにし、不良ダンパーの交換が速やかに実施されるように、責任をもって対応すること。

さらに、ブロック塀等の安全確保のため、専門的な調査や撤去、改修を促進できるよう、国庫補助制度の創設、拡充などの財政支援を行うとともに技術的支援を行うこと。

(3) 大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や暫定2車線区間の早期4車線化、地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国・県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。

併せて、豪雪時の大規模な車両の滞留や除雪作業による長時間の通行止めの発生を回避するため、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や、当面の対策として付加車線の早期整備を促進するとともに、国及び各県が連携した除雪体制の構築や情報共有の推進などソフト対策の強化により強靭な道路ネットワークを構築すること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定・整備に当たっては地域の意見を反映するとともに、予算を重点的に配分すること。

(4) 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

(5) 防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含め、確実な財源措置等を行うこと。

(6) 南海トラフ地震などの甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)のチーム数を増やし、災害急性期に被災地外から大量かつ切れ目なく投入できる体

制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEAT の養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

(7) 医療機関の耐震化や高台移転、資機材の整備、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCP(事業継続計画)や避難確保計画等の整備促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政的支援や技術的支援を一層充実・強化すること。

2 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

3 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよ

う、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会资本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

4 企業の防災・減災対策の推進

企業の防災・減災対策に対する優遇税制の整備や中小企業に対するB C Pの必要性についての意識啓発、策定・見直しへの支援を行うこと。

5 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設すること。特に、被災者一人ひとりに寄り添い、個々の事情に応じた生活復興プランを地域のN P O法人や専門家（弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等）等と協力して策定し、専門家等によるチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が、被災者の生活復興に大きな効果があることから、この支援について国において制度化すること。

6 原子力防災対策の強化

- (1) 「原子力災害対策指針」等を踏まえた、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の充実について関係する省庁が連携する体制を強化の上、国が前面に立って調整し、財政支援を含め必要な支援・協力をすること。
- (2) 万が一行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材整備などについて財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員の人事費など必要な経費について財政措置を講じること。

平成30年11月12日

中 国 地 方 知 事 会



鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 翳 政